

オーダーメイド集計・匿名データ提供 の見直しに係る省令等の改正内容と その利用者への周知について

平成28年1月15日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 第20回研究会（7月17日）での議論の内容（オーダーメイド集計）

現行の省令の要件 （すべてに該当）	見直し案 （すべてに該当）
<u>学術研究の発展に資すると認められる場合</u>	（変更なし）
<u>統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること</u> <u>ガイドライン：公表前の営利目的利用は禁止</u>	<u>統計成果物を研究の用に供すること</u> <ul style="list-style-type: none"> 学術研究の用に供することを直接の目的としなくとも、営利企業が通常の企業活動の一環として研究を行う場合も可とするもの。 <u>ガイドライン：成果等の公表は、営利目的利用後でも可</u> <ul style="list-style-type: none"> シンクタンクが調査研究業務に使う場合であって、成果をまず顧客に対して報告した後、公表することを可とするもの
<u>統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること</u>	<u>「研究成果」又は「統計成果物そのもの（オーダーメイド集計の集計結果）と研究の内容（統計成果物を用いた概要がわかるもの）（※2）」が公表されること</u> <ul style="list-style-type: none"> 「統計成果物と研究の内容」が公表されることにより、他者が同様の研究を実施できると考えられるため、公表対象の選択肢として追加 <p>※1 公表に当たっては、通常の企業活動の一環として研究を行う場合に配慮して、研究等の完了から公表までのタイムラグ（原則1年程度）を認める。</p> <p>※2 省令改正案：これを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要</p>

※ 安田委員から、「統計成果物（集計表）を公表しても、集計に用いた分類などがどのような意図・定義で設定したものであるか明確でなく、他の利用者の研究等に資するとは言えなくなる場合もあり得るので、このような集計方法も公表内容に含むべきと考える。」との指摘があった。「研究の内容」において具体的な分析内容の公表により集計項目の意図が伝わるようにすることで対応したい。なお、定義については、実態は、統計成果物で使われている項目の定義は元の統計調査と同様であり紛れが生じにくい。

第20回研究会（7月17日）での議論の内容②（オーダーメイド集計のガイドライン案のポイント）

	現行	見直し案
申出書に記載される研究の目的・内容等による研究の審査	<p>学術研究の確認</p> <p>当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、統計成果物を提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念上に適当と認められることが必要</p>	<p>学術研究の発展に資する研究の確認</p> <p>科学的な分析を伴う研究であれば、基本的に学術研究の発展に資すると認められる。研究の目的・意義や分析内容が不明確な場合は、一般の利用可能性が見込まれず、学術研究の発展に資すると認められない。</p>
研究成果等公表前の営利目的の利用	<p>学術研究の用に供することを直接の目的とするものの確認</p> <p>学術研究目的に一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文等として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合であれば認められる。しかし、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合は認められない。</p>	<p>研究成果等の公表は、営利目的の利用後か否かは問わない。</p>
研究成果等の公表を行わないなどの場合	<p>承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為について、1～12か月の委託申出を禁止</p>	<p>継続的な公表を求めるとともに、現行に加え、正当な理由なく利用後の利用実績報告書の提出をしない場合、正当な理由なく成果等の公表を行わない場合、正当な理由なく成果等の公表を速やかに中止する行為についても、1～12か月の委託申出を禁止。また、国は、このような場合、統計成果物及び委託申出書又は依頼書等に記載された内容を公表できるものとする。</p>

2 平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（H27-10-2内閣府統計委員会）

8 公的統計の結果提供、二次的利用について

第Ⅱ期基本計画では、調査票情報等の提供及び活用について、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性等を勘案しつつ、サービスの充実や利用条件の見直し等を図ることとされている。

（1）施行状況報告等

総務省では、調査票情報の提供について、関係府省とも連携し、平成28年度にリモートアクセスを活用したオンラインサイト利用の試行を開始する予定である。また、官学が連携してオンライン施設の設置・運営などに係る課題を検討するため、総務省も協力した上で、学識者側において「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム（仮称）」の設立を計画している。オンラインサイト利用の推進については、利用者における集計様式や分析出力様式等を含めた詳細な申請書類の作成作業と各府省における事前申請に係る審査事務の負担軽減に加え、セキュリティ確保の向上も期待される。

また、オーダーメイド集計については、現在も企業の利用を認めているものの利用が低調なことから、学術研究の発展に資すると認める場合には、公表義務など一定の制約を維持しながらも利用条件を緩和することを検討しており、平成28年4月からの施行を目指している。

（2）施行状況等に対する評価

オンラインサイト利用については、セキュリティレベルの向上を図りつつ、調査票情報の利用促進を目指すものとして評価でき、来年度からの試行運用の開始を期待する。

また、オーダーメイド集計については、統計の幅広い利用の促進を目的としたものであり、利用条件の緩和実現に向けて検討することを評価する。

（3）今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

オンラインサイト利用の推進については、必要な予算を確保するとともに、学識者との連携を深めることが重要である。また、その本格運用に向けては、従来の各自の研究施設内における調査票情報の利用から指定されたスペースでのオンラインサイト利用への移行に伴う留意点やメリットを含めた広報活動に努めることや、セキュリティを一層確保する方策についても検討する必要がある。

オーダーメイド集計については、来年度からの利用条件の緩和に向けた取組を着実に進めるとともに、企業等に利用条件等を分かりやすく具体的に説明する必要がある。

また、調査票情報等の二次的利用の推進に当たっては、統計は利用されてこそ社会の情報基盤としての役割を果たすという観点から、利用者に応分の負担を求めつつ、利用者ニーズに対応することが重要である。また、オンラインサイト利用に必要な政府共通の基盤を整備するなど限られた統計リソースの効率的な活用を図ることも重要である。

3 総務省令・総務省告示の改正案とパブリックコメント

- 研究会の議論を踏まえ、オーダーメイド集計の要件や匿名データ提供を含む手続の見直しについて省令・告示案を策定
- 省令・告示案について、昨年11/19～12/18にパブリックコメントを実施。3件の意見（うち1件は賛成）

○統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)の主な改正点

現行	改正案
(第10条関係) 「学術研究の発展に資すると認められる」場合の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計成果物を研究の用に供すること。 統計成果物を用いて行った研究の成果が公表されること。 統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。
(第11条第1項関係) 委託申出書(オーダーメイド集計)の記載内容の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 委託申出者(法人等であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所 	<ul style="list-style-type: none"> 委託申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名 委託申出者が法人等でないときは、その氏名、生年月日及び住所
(第11条第2項関係) 委託申出書の添付資料の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 委託申出書及びこれに添付すべき資料に記載されている委託申出者(法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証(中略)その他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 委託申出書及びこれに添付すべき資料に記載されている委託申出者(行政機関、地方公共団体又は法人等である場合を除く。)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証(中略)その他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
(第13条第2項関係) 統計成果物の公表を認めることによる目的外利用の禁止の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 委託申出者は、(申請した)利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長等の同意を得たときは、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託申出者は、(申請した)利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長等の同意を得たとき又は当該統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたときは、この限りでない。
(第16～19条関係) 匿名データの準用規定の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 第11～14条までの規定は、匿名データを提供する場合に準用 	<ul style="list-style-type: none"> 第11～13条と同内容を規定し、第14条(利用実績報告書の公表)のみ準用 ※匿名データは学術研究目的のままなので、準用できなくなったもの。

○委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件
(平成21年総務省告示第457号)の主な改正点

現行	改正案
<p>(第2条関係) 委託申出書の記載事項の見直し</p> <p>・統計成果物の直接の利用目的が<u>学術研究目的である旨</u></p> <p>・学術研究の名称、<u>必要性</u>、内容、実施期間</p> <p>・<u>学術研究</u>の成果を公表する方法</p>	
<p>(第2条、第3条関係) 委託申出書、提供依頼申出書(匿名データ)共通の記載事項の見直し</p>	
<p>・統計成果物の提供を受ける方法及び年月日並びに<u>当該年月日を希望する理由</u></p> <p>・匿名データの提供を受ける方法及び年月日並びに<u>当該年月日を希望する理由</u></p>	<p>・統計成果物の提供を受ける方法及び年月日</p> <p>・匿名データの提供を受ける方法及び年月日</p>
<p>(様式第3～5号関係) 依頼書(匿名データ)の見直し</p> <p>・利用期間 自○年○月○日 至○年○月○日</p>	
<p>(削除)</p> <p>・研究の名称、<u>意義</u>、内容及び実施期間</p> <p>・<u>研究</u>の成果又は統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要を公表する方法</p>	
<p>・利用期間 ○年○月○日まで</p>	

【パブリックコメント】

意見	意見に対する考え方
<p>緩和後の条件で利用できるのは、緩和後に実施した統計調査の情報に限るべき。調査実施の際に情報の利用範囲を示していたのに、情報を取得した後で拡大するのは、調査対象者に対する一種の裏切り行為。</p>	<p>統計法において、「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であること、「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」が掲げられていることに鑑みれば、可能な範囲で利用の拡大を図ることが法意に沿うものと言えます。また、統計処理されることにより個人を特定できない形で提供されるので、十分秘密保護が図られています。このような統計法の考え方の下、法律により委任された範囲内で省令を改正するものであるため、見直し前の統計調査も対象と考えております。</p>
<p>もとの調査に回答した者が、これら委託による統計の作成等や匿名データの作成などに自分の分の調査票情報が利用されることを断る仕組みを同時に整備するべき。個人情報分野では、オプトアウトのような仕組みは当然のものになりつつある。特に、基幹統計調査については、調査への報告が義務とされているが、当の基幹統計調査以外への利用を容認することまで義務付けられるべき理由はない。</p>	<p>委託による統計の作成等及び匿名データは、統計法に基づく基幹統計調査も含む統計調査の利用と定められており、そもそも統計としての利用であり、当該情報により個人の特定もできないものです。また、的確な実態の把握のためには、元のデータの構成が維持される必要があります。これらの制度にオプトアウトのような仕組みを設けることは考えておりません。</p>

4 委託による統計の作成等に係るガイドラインの見直しの概要

<委託申出書の記載事項①>

現行	改正案
<p>第6 オーダーメイド集計の委託申出手続 6 委託申出書の記載事項</p> <p>(1) 委託申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先 委託申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先(所在地、 電話番号、e-mailアドレスを含む。)を記載する。 また、法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管 理人の定めがある場合は、その 代表者又は管理人の氏名、生年月日、 住所、役職、連絡先(所在地、電話番号、e-mailアドレスを含む)を記載 する。</p> <p>(2) 法人その他団体の名称及び住所(法人その他の団体が委託申出を 行う場合) 法人その他の団体が委託申出を行う場合にあっては、上記(1)の欄の下 に法人の記入欄を設け、当該法人その他の団体の名称及び所在地を記 載する。</p> <p>(5) 直接利用目的 <u>直接の利用目的が学術研究</u>である場合と、高等教育である場合によって、 委託申出事項が異なることから、委託申出者は直接の利用目的を踏まえ て対応する様式に必要事項を記載の上、委託申出を行う。</p>	<p>第6 オーダーメイド集計の委託申出手続 5 委託申出書の記載事項</p> <p>(1) 委託申出者の氏名・名称及び所属・役職、連絡先等 委託申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先(所在地、 電話番号、e-mailアドレスを含む。)を記載する。 また、法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管 理人の定めがある場合は、法人その他の団体の名称及びその代表者又 は管理人の氏名、役職、連絡先(所在地、電話番号、e-mailアドレスを含 む)を記載する。ただし、委託申出者が行政機関又は地方公共団体であ るときは、担当部課も含む名称及び所在地、担当部課等の長の氏名、役 職及び連絡先(所在地、電話番号、e-mailアドレスを含む)を記載する。</p> <p>(4) 利用区分 <u>研究利用</u>である場合と、高等教育利用である場合によって、委託申出事 項が異なることから、委託申出者はそれらを踏まえて対応する様式に必 要事項を記載の上、委託申出を行う。</p>

<委託申出書の記載事項②>

現行	改正案
<p>(7) 学術研究の名称等(直接の利用目的が学術研究の場合) 上記(5)の記載が、学術研究の場合、次の①～⑤を記載する。</p> <p>① 学術研究の名称 「●●に関する研究」など、学術研究の名称を記入する。</p> <p>② 学術研究の必要性 当該学術研究を行うことによる特定研究分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。</p> <p>当該研究に公的研究費補助金(例:文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金)が交付・補助されている場合は、有用性を裏付ける参考となるので当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものを別紙として添付する。</p> <p>③ 学術研究の内容 当該学術研究の具体的な研究内容について記載する。 また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や委託申出者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。</p> <p>④ 研究計画、研究の実施期間 当該学術研究の研究スケジュール(当該研究計画の中で、研究結果の公表時期等)を記載する。</p>	<p>(6) 研究の名称、内容等(研究利用の場合) 研究利用の場合、次の①～④を記載する。</p> <p>① 研究の名称 「●●に関する研究」など、研究の名称を記入する。</p> <p>② 研究の目的・意義 研究の目的を記載するほか、<u>研究の意義など有用性を説明する内容(当該研究を含む科学分野における当該研究の意義、研究成果等の公表により想定される他者の利用可能性など)</u>を記載する。 なお、公的機関の委託又は公的研究費補助金を受けている場合、これらを裏付けるもの(当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものなど)を別紙として添付する。</p> <p>③ 研究の内容及び統計成果物の分析方法 具体的な研究内容や<u>統計成果物の分析方法</u>について記載する。 また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や委託申出者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。</p> <p>④ 研究の実施期間 当該研究のスケジュール(当該研究計画の中で、研究完了時期等)を記載する。</p>

<委託申出書の記載事項③>

現行	改正案
<p>(10) 公表の方法 発表予定の学会・大会の名称及び活動内容(一般的な学術研究の場に限る)、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等(一般に入手が可能なものに限る)などを記入する。</p> <p>また、高等教育での利用の場合は、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、統計成果物を用いて講義を行った旨を掲載することなどを記入する。 さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。 なお、受託機関等において論文等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができる場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。</p>	<p>(9) 公表の方法 研究利用の場合は、研究成果又は<u>統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要の公表に当たり</u>、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容(一般的な学術研究の場に限る)、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等(一般に入手が可能なものに限る)、<u>その他継続的に公表がされる方法(ホームページアドレスを含む。)</u>などを記入する。</p> <p>また、高等教育での利用の場合は、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、統計成果物を用いて講義を行った旨を掲載することなどを記入する。 さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。 なお、受託機関等において論文等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができる場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。</p>

<本人確認>

現行	改正案
<p>第6 オーダーメイド集計の委託申出手続 9 本人確認 (2) 委託申出者が法人その他の団体である場合 日本国内の法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、<u>代表者又は管理人に関する上記(1)の書類(※運転免許証等の本人確認書類)の提出又は提示に加え</u>、法人その他の団体の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものの提示又は提出を求めるものとする。 また、日本国外の法人その他の団体が委託申出を行う場合についても、日本における法人登録事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した証明書の提示又は提出を求める。</p>	<p>第6 オーダーメイド集計の委託申出手続 9 本人確認 (2) 委託申出者が法人その他の団体である場合 日本国内の法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合(行政機関又は地方公共団体を除く。)は、法人その他の団体の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたもの<u>若しくはそれらの写し</u>の提示又は提出を求めるものとする。 また、日本国外の法人その他の団体が委託申出を行う場合についても、日本における法人登記事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した証明書若しくはその写しの提示又は提出を求める。 なお、<u>連絡担当者が法人その他の団体に所属することを示すものについても必要に応じて提示又は提出を求める。</u></p>

＜委託申出に対する審査＞

現行

第7 委託申出に対する審査

2 総則

オーダーメイド集計は、規則第10条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、

(1) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること

(2) 学術研究の成果又は高等教育の内容が公表され、社会に還元されること

の要件の両方を満たす場合に提供が可能となる。

このため、受託機関等は、委託申出書の記載内容及び添付書類を基に、

①利用目的が規則第10条に合致するか、②学術研究の成果や高等教育の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

また、「第17 統計成果物の不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、オーダーメイド集計の委託申出を認めない。

3 審査基準

(1) 学術研究目的の要件該当の確認

① 委託申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合
学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

② 委託申出者が①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。また、学術研究目的の一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合には本要件に該当するものとは認められない。

改正案

第7 委託申出に対する審査

2 総則

受託機関等は、委託申出書の記載内容及び添付書類を基に、規則第10条各号に定める要件に合致するかについて審査を行う。

また、「第17 統計成果物の不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、オーダーメイド集計の委託申出を認めない。

3 審査基準

(1) 「学術研究の発展に資すると認められる場合であって、統計成果物を研究の用に供する」場合の該当の確認

学術研究を目的として活動する大学や研究所(専ら自社の製品開発を行う研究所は該当しない。)などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が研究活動を行う場合で、その研究成果等を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

また、行政機関又は地方公共団体が行政目的の一環として研究を行う場合や営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、基本的に学術研究の発展に資するものと認められ、本要件に該当すると認められる。

研究目的に営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元されるのであれば、公表は営利目的の利用後か否かは問わない。

しかしながら、その研究の成果が社会に活用されないような場合には本要件に該当するものとは認められない。

<委託申出に対する審査②>

現行

(7) 直接の利用目的

直接の利用目的が、学術研究の利用又は高等教育の利用のいずれであるかを確認し、次の(8)～(11)の内容と齟齬がないことが必要である。特に(11)と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあげることが目的としている場合は、直接の利用目的が学術研究又は高等教育のいずれかとしていても認めない。

(9) 学術研究内容の名称、内容等(直接の利用目的が学術研究の場合)

① 学術研究の名称及び必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、統計成果物を提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念上に適当と認められることが必要である。

② 学術研究の内容

当該学術研究内容からみて委託予定の統計成果物の内容が妥当なものであることが必要である。

(11) 統計成果物のすべての利用目的

学術研究又は高等教育に対する具体的な利用目的がすべて記載され、「直接の利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果又は高等教育の内容の公表後にこれが行われることが「学術研究又は高等教育の利用に供することを直接の目的とする」に該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

改正案

(7) 利用目的

研究の利用の場合、学術研究の発展に資するかどうかを確認するため、高等教育の利用の場合、それが直接の利用目的かを確認するため、次の(8)～(11)の内容と齟齬がないことが必要である。

(9) 研究の名称、内容等(研究利用の場合)

審査では、当該研究の重要度や有用性を評価するものではないが、当該研究が学術研究の発展に資することを判断するため、研究の名称、目的・意義、内容等を確認する。

科学的な分析を伴う研究であれば、基本的に学術研究の発展に資すると認められる。

研究の目的・意義や分析内容が不明確な場合は、一般の利用可能性が見込まれず、学術研究の発展に資すると認められない。

また、委託予定の統計成果物の内容が妥当なものであることが必要である。

なお、研究期間が研究内容等からみてあまりにも長期にわたるものでないか確認する。

(11) 統計成果物のすべての利用目的

具体的な利用目的がすべて記載され、社会通念上不適切な利用目的がないか確認する。高等教育利用の場合はそれが直接の利用目的であることと齟齬がないことが必要である。

また、研究や教育の成果物等の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、高等教育の利用であって営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、高等教育の内容の公表後にこれが行われることが「高等教育の利用に供することを直接の目的とする」に該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

<委託申出に対する審査③>

現行	改正案
<p>(12) 公表の方法 学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定高等教育目的の場合は、高等教育の内容が公表される予定であることが必要である。</p> <p>また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。</p>	<p>(12) 公表の方法 研究利用の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定又は<u>統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表される予定であることが必要である。その公表に当たっては、継続的に広く利用できる形となっている必要がある。</u> 高等教育利用の場合は、高等教育の内容が公表される予定であることが必要である。 いずれの場合も、公表予定日が記載され、当該予定日が研究又は教育の実施期間と比較して整合していることが必要である。 なお、<u>研究利用の場合は、研究の完了から、公表まで、最長一年までは認めるものとする。(※)</u> <u>※研究の成果が営利目的の利用に供される場合があることや、統計成果物自体の公表が要件となる場合があることから、いわゆる先行者利益に配慮し、研究の完了から公表までの猶予期間を設けるものである。</u></p>

<契約違反の対応>

現行	改正案
<p>第17 統計成果物の不適切利用への対応</p> <p>3 契約違反</p> <p>(2) 対応内容</p> <p>エ 受託機関等は、承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為について、受託機関等は、次に挙げる措置をとるとともに、その対応状況を総務省に連絡する。</p> <p>① 利用目的以外の利用を行った場合</p> <p>制度に対する国民の信頼を著しく損なう法律違反に該当することから、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の委託申出を禁止とする。また、同期間は他の調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供についても行わないものとする。</p> <p>② その他の場合</p> <p>その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った委託申出者に対しては、上記①及び委託等の指名停止を参考として、委託申出の禁止の措置を講じるものとする。また、同期間は他の調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供についても行わないものとする。</p>	<p>第17 統計成果物の不適切利用への対応</p> <p>3 契約違反</p> <p>(2) 対応内容</p> <p>エ 受託機関等は、承諾された利用目的以外の利用を行う行為、<u>利用が終了しても正当な理由なく利用実績報告書の提出を行わない場合、成果等について公表を行わない場合、成果等について正当な理由なく速やかに公表を中止する行為</u>その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為について、当該委託申出者に対して、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の委託申出を禁止とするとともに、同期間は他の調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供についても行わないものとする。また、受託機関等は、その対応状況を総務省に連絡する。なお、<u>受託機関等は、上記に掲げる場合においては、統計成果物及び委託申出書又は依頼書等に記載された内容を公表できるものとする。</u></p>

5 今後の予定

1月 省令・告示の公布（→各府省において内規準備）

4月 省令・告示の施行、ガイドライン改正

⇒ 今回の研究会において、利用者にはわかりやすく周知する内容・方法を御議論いただきたい

※1月に、匿名データの作成に係る統計委員会審議手続の簡素化（諮問手続、諮問時の資料）に係るガイドラインを改正

<利用者への周知について>

- 今後、シンクタンクなどに対して、学会や研修会、統計に関心のある者への訪問などを通じて見直しの内容を周知
- 説明資料は後述を予定

オーダーメイド集計とは

市場規模分析や需要予測などの研究には、国の統計データを使うことが有益です



高齢者の人数を知りたい
持ち家世帯の数を知りたい

しかし、ホームページに公表されている統計データだけでは、研究にマッチしたものが得られない場合があります

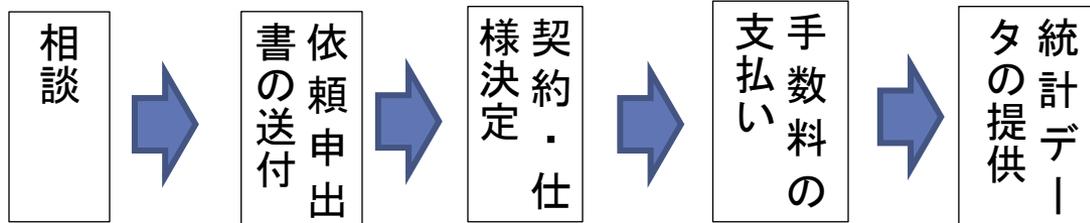


都道府県別の年齢別の〇〇が
見当たらない・・・



このような場合には、希望に応じた統計データを提供する「オーダーメイド集計」の利用を御検討ください

利用に当たっては、研究を行いその成果を公表することなど一定の要件があります
<提供までの流れ>



- 金額は作業一時間あたり5,900円＋実費分です（実績では1～110万円）

2016年4月からのオーダーメイド集計の見直し

オーダーメイド集計を研究に利用しやすくするため要件を見直します

3月まで

学術研究が直接の利用目的

4月から

研究に利用（付随的な利用も）で可
（学術研究の発展に資すると認められる研究）

研究が直接的には営利目的であっても、依頼申出書において、研究の意義や分析内容が明らかとなり一般の利用可能性が認められれば可

○ オーダーメイド集計を用いて需要予測等の統計的分析を行い、それに基づく出店計画策定までの一連の内容が示されている研究

× オーダーメイド集計を自社の出店計画に利用しているが、集計結果をどのように分析するか不明なもの

行政機関の委託による調査研究の利用は可

統計分析の教材として転用する目的で研究を行い、それを利用し研修を行う場合は可

学術研究の成果を公表

オーダーメイド集計結果と研究の成果を得るまでの過程の概要の公表でも可

研究終了後に、研究成果を公表せず、オーダーメイド集計結果と委託申出書の内容（研究の成果を得るまでの過程の概要として）を公表すれば可

学術研究の成果公表前に営利目的利用しないこと

研究成果等の公表は営利目的利用後でも可

顧客から委託した研究をまず顧客に成果を提供した後で、成果を公表すれば可

法人代表者（社長など）の本人確認書類の添付が必要

不 要

オーダーメイド集計利用の想定例

(研究内容) 高齢者向けサービスの需要分析

統計データのニーズ：地域別の家族構成別の高齢者数を知りたい
⇒ 国勢調査（総務省）

(研究内容) リフォームの需要分析

統計データのニーズ：建築の時期別などの住宅数を知りたい
⇒ 住宅・土地統計調査（総務省）

(研究内容) 傷病ごとの通院・入院の予測

統計データのニーズ：傷病ごとの年齢など属性別の入院数・通院数
⇒ 患者調査（厚生労働省）

これ以外にも、次ページのとおり、様々な統計がオーダーメイド集計の対象となっています。

オーダーメイド集計が可能な統計調査（平成27年4月現在）

利用者向け
説明資料

府省名	統計調査名	提供対象
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成16年4-6月期～27年7-9月期
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～26年度
	消費動向調査	平成16年度～26年度（月次調査）
総務省	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年
	労働力調査	昭和55年1月～平成26年12月（月次調査）
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成26年12月（月次調査）
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年
	家計調査	昭和56年1月～平成26年12月（月次調査）
	全国消費実態調査	平成11年、16年、21年
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成26年度
文部科学省	学校基本調査	平成20年度～26年度
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年～26年
	人口動態調査（出生票、死亡票）	平成19年～24年
	毎月勤労統計調査（特別調査）	平成21年～26年
	医療施設（静態）調査	平成20年、23年
	患者調査	平成20年、23年
農林水産省	農林業センサス	平成17年、22年
	漁業センサス	平成15年、20年、25年
	海面漁業生産統計調査	平成19年～26年
	木材統計調査（製材月別統計調査）	平成23年1月～26年12月（月次調査）
	農業経営統計調査	平成20年～25年
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成20年～26年調査（平成19年～25年実績）
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月～27年3月（月次調査）
日本銀行	短観（全国企業短期経済観測調査）	平成16年3月以降の各調査期

詳細は http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2jiriyou.htm
 各府省窓口は http://www.soumu.go.jp/main_content/000350454.xls